

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による介護機関の指定(一〇二八・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一〇二九・福祉政策課)	2
種畜証明書の書換交付(一〇三〇・農畜産振興課)	2
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(一〇三一・仙北地域振興局農林部)	2
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(一〇三二・商工業振興課)	3
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(一〇三三、一〇三四・商工業振興課)	3
道路の供用開始(一〇三五、一〇三六・道路環境課)	4
道路区域の変更(一〇三七・道路環境課)	4
過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了(一〇三八・道路環境課)	5
建築基準法による道路位置の指定(一〇三九、一〇四一・由利地域振興局建設部)	5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホーム梅の里	有限会社シルバーサポート 代表取締役	南秋田郡飯田川町下虻川字八ッ口四十九番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十月十五日
グループホームもりの家	社会福祉法人交楽会 理事長	北秋田郡森吉町米内沢字柳原十四番地四	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十一月一日

告 示

秋田県告示第千二十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

開発行為に関する工事の完了(一〇四三・仙北地域振興局建設部)	6
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県文化政策課)	7
汚染土壌の浄化施設の認定(環境政策課)	7
県営土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部)	8
土地改良区の解散(山本地域振興局農林部)	8
県営土地改良事業計画の決定(由利地域振興局農林部)	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所)	8
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	8
人事委員会規則	
人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則	9
人事委員会規則二二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則	9

グループホームサンピア	有限会社社ゆつ愛 代表 取締役	仙北郡六郷町六郷字熊野百十八番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十一月一日
医療法人社団杏真会通所リハビリテーションセンター	医療法人社団杏真会 高橋医院 理事長	仙北郡六郷町六郷字馬町六十四番地	通所リハビリテーショ	平成十五年五月一日
有限会社すずらん・みずほケアサポートセンター	有限会社すずらん 代表 取締役	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	訪問介護	平成十五年十月一日
(有)すずらん居宅介護支援センターみずほ	有限会社すずらん 代表 取締役	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	居宅介護支援事業	平成十五年十月一日

秋田県告示第千二十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

グループホームひまわりの家	有限会社ゆつ愛 代表 取締役	仙北郡仙北町高梨字於園八十三番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十月三十一日
---------------	-------------------	------------------	-------------	-------------

秋田県告示第千三十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があつたので、同条第一項の規定に基づき、公示する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

種畜証明書	申請の事由	受理後	受理日
-------	-------	-----	-----

秋田県告示第千三十一号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百一

長15秋田漁1第67号	種畜の飼養場所及び名称の変更	秋田県仙北郡協和町境野田4番地	秋田県仙北郡協和町境古三字滝見38の3
		協和町	協和町

十六号)第六条第一項の規定により、角館町白岩入会林野整備組合長相馬正男からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請年月日 平成十五年十二月一日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 角館町白岩入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十六年一月五日から同年二月五日まで
- 四 縦覧場所 仙北地域振興局農林部農林企画課及び角館町農政課

秋田県告示第千三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
琴丘ショッピングセンター
山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番ほか
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年十二月十六日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
琴丘町役場 企画課
(二) 縦覧期間
平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十六日まで

秋田県告示第千三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
西馬音内ショッピングセンター
雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番ほか
- 二 羽後町長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

羽後町役場 企画商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十六日まで

秋田県告示第千三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ五城目ショッピングセンター
南秋田郡五城目町大字上樋口字熊堂下四十八番一ほか
- 二 五城目町長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所

(二) 県庁第二庁舎二階 県政情報資料室
 五城目町役場 商工観光課
 縦覧期間
 平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十六日まで

秋田県告示第千三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十二月二十六日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	角館六号線	仙北郡中仙町上蔦野字上遠藤二一番一〇から豊川字北村街道ノ上六四番六まで 仙北郡中仙町豊川字北村街道ノ上八〇番三 地内

一 供用開始の期日 平成十五年十二月二十六日
 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 三 場所 建設交通部道路環境課
 (二)(一) 期間 平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月十五日まで

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間	
新	旧		A	B	A	B
大曲大森羽後線	大曲大森羽後線		平鹿郡雄物川町今宿字末館八三番地先から大沢字敷沢目二三番地先まで	平鹿郡雄物川町今宿字末館八三番地先から大沢字敷沢目二三番地先まで	平鹿郡雄物川町今宿字末館八三番地先から大沢字敷沢目二三番地先まで	平鹿郡雄物川町今宿字末館八三番地先から大沢字敷沢目二三番地先まで
			敷地の幅員(メートル)		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			六・二〇〇～一七・五〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	〇・五六四
			六・二〇〇～一〇・〇〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	〇・一三四
			六・二〇〇～一〇・〇〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	〇・一三四
			六・二〇〇～一〇・〇〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	一七・五〇〇～三〇・五〇〇	〇・一三四

秋田県告示第千三十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十二月二十六日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	神岡南外東由利線	仙北郡南外村字広表一番二から字松木田一八番一〇まで

一 供用開始の期日 平成十五年十二月二十六日
 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 三 場所 建設交通部道路環境課
 (二)(一) 期間 平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月十五日まで

秋田県告示第千三十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十二月二十六日
 秋田県知事 寺田典城

県道		新	旧
		大曲大森羽後線	大曲大森羽後線
		"	B 平鹿郡雄物川町今宿字末館八三番地先から大沢字敷沢目二三番 四まで
			A 平鹿郡雄物川町今宿字末館八三番地先から深井字大深井一四三 番地先まで
		一七・五〇〇三〇・五〇	六・二〇〇一〇・〇〇
		〇・一三四	〇・五四四

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月十五日まで

秋田県告示第千三十八号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

市町村名	路線名	河辺郡河辺町戸島字大古川八十二番四から同町畑谷字大又七十番二まで	工事の種類	工事の完了した日
河辺町	戸島畑谷線		道路改築	平成十五年十二月二十二日

工事の完了した区間

秋田県告示第千二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳田 弘	本荘市石脇字田尻野三十六番百七十二の内	六十・九メートル	六メートル	平成十五年十二月十一日

秋田県告示第千四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市川口字愛宕町百一番一の内	道路の延長 三十五・〇四メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年十二月十一日
--	-------------------------------	---------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 一 本荘市出戸町字中梵天七六番一、七七番	道路の延長 五十四・五五メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年十二月十一日
--	------------------------------------	---------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市石脇字石ノ花百九十五番百七十六	道路の延長 四十・六二メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年十二月十一日
--	----------------------------------	--------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年

八月十八日付け指令仙建 十七 七で許可した開発行為に関する工事が完了した
で、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仙北郡西木村西明寺字荒町東百六十四番地七

株式会社小松建設 代表取締役 小松 嘉次

二 開発区域に含まれる地域の名称

仙北郡角館町岩瀬字小館五十七番一

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非
営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、
同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十五年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 湯沢チャレンジサポート

三 代表者の氏名

木口 友三

四 主たる事務所の所在地

湯沢市内町三番三十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、身体的、精神的、知的障害者(児)に対して、その支援のために、
広く住民参加と助け合いを求め、積極的に関連施設の運営に携わる事で障害者(児)
の社会参加を促し、その在り方を地域と共に考え、居場所を確保することで障害者
(児)本人のみならず、その家族の社会的負担を軽減するために保健・医療・福祉の
増進を図る活動及び障害者(児)への理解の啓発や自立支援に関する事業を行い地域
社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三条第二項第一号に

規定する汚染土壌の浄化(汚染土壌に含まれる土壤汚染対策法(平成十四年法律第五
十三号)第二条第一項に規定する特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除
去し、除去した後の土壌の汚染状態を同令第十八条第一項及び第二項の基準に適合さ
せることをいう。)を行わせることが適当である施設を次のとおり認定したので、公
告する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施設の名称及び所在地

同和クリンテックス株式会社汚染土壌焼却炉 大館市花岡町字堤沢四十二番地

二 処理する特定有害物質

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シマジン

シアン化合物

チオベンカルブ

四塩化炭素

一・二 ジクロロエタン

一・一 ジクロロエチレン

シス 一・二 ジクロロエチレン

一・三 ジクロロプロペン

ジクロロメタン

セレン及びその化合物

テトラクロロエチレン

チウラム

一・一・一 トリクロロエタン

一・一・二 トリクロロエタン

トリクロロエチレン

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ベンゼン

ほう素及びその化合物

有機りん化合物

三 認定年月日
平成十五年十月一日

県営土地改良事業（岩崎地区農業用河川工作物応急対策事業）につき、その工事を平成十五年三月十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、平成十五年十二月十九日能代市吹越土地改良区が解散したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鳥海町上川内字葛ヶ台八十八番地村上勘一ほか十九人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し次のとおり縦覧に供する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（提鍋地区ため池等整備事業）計画書の写し
二 縦覧期間 平成十六年一月五日から同年二月二日まで
三 縦覧場所 鳥海町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（角間川地区第二工区ほ場整備事業）（担い手育成型）換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成十六年一月五日から同年二月二日まで
三 縦覧場所 大雄村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十

七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（花園地区ほ場整備事業）換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成十六年一月五日から同年二月二日まで
三 縦覧場所 角館町役場及び中仙町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
購入物品の仕様等
 - (二) 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年二月二十日（金）
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
電子計算組織 一式 平成十六年一月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月十三日（金）
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (三) 当該資格に係る申請
① 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年一月九日（金）までに提出すること。
② 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年一月九日（金）までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月二十六日(金)から平成十六年一月十九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十六年一月二十三日(金)午前十一時二十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室
 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効
 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
 提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary
 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 1 set
 2 Time-limit of tender : 11:20 A.M. 23 January, 2003
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

人事委員会規則

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年十二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。
 別表第二姻族の項中「三日」を「七日」に改める。

附 則
 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

人事委員会規則二二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年十二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則

規則二二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を次のように改正する。
 第一条中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。
 (健康及び福祉を確保するための措置)

第十三条 条例第七條第三項の規定による裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するための措置は、次に掲げるものとする。

一 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十三条第一項に規定する産業医(以下「産業医」という。)による助言又は指導を受けること。

- 二 裁量勤務研究員に産業医による保健指導を受けさせること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、任命権者が裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するために必要と認める措置
- 2 任命権者は、前項各号に掲げる措置を講じたときは、当該措置に係る記録を必要期間保存しなければならない。
- (苦情の処理)
- 第十四条 人事委員会は、規則一〇〇(勤務条件に関する措置の要求)及び規則一〇一(不利益処分についての不服申立て)の規定の例により、裁量勤務研究員からの苦情を処理するものとする。
- 附 則
- この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)876682 FAX(0863)000055
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

